

第二次愛知県再犯防止推進計画（案）に対する意見への対応

資料 6

愛知県再犯防止推進協議会委員あて照会（令和7年12月24日～）

機関名	計画（案）	意見	計画（最終案）における対応
名古屋保護観察所	【P35 第3章 施策の柱III 1 高齢又は障害のある者等への支援】 〔具体的な取組〕 ・高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住予定地のない矯正施設入所者に対して、帰住地確保及び福祉サービス利用に向けた調整を行う特別調整について、対象者を円滑に選定するとともに、矯正施設及び愛知県地域生活定着支援センターと連携しながら行います。加えて、愛知県及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携の充実強化を図ります。	以下のとおり修正して欲しい。（表記の整理） ・特別調整について、対象者を円滑に選定するとともに、矯正施設及び愛知県地域生活定着支援センターと連携しながら行います。加えて、愛知県及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携の充実強化を図ります。	【P35 第3章 施策の柱III 1 高齢又は障害のある者等への支援】 意見のとおり修正する。
	【P36 第3章 施策の柱III 1 高齢又は障害のある者等への支援】 〔具体的な取組〕 ・複合的・複雑化した課題を抱える対象者に対する支援について、重層的支援体制整備事業を実施する機関等と連携を図り、情報提供や援助の助言等を実施します。	以下のとおり修正して欲しい。（表記の整理） ・複合的・複雑化した課題を抱える高齢又は障害を有する対象者に対する支援について、重層的支援体制整備事業を実施する機関等と連携を図り、情報提供や援助の助言等を実施します。	【P36 第3章 施策の柱III 1 高齢又は障害のある者等への支援】 意見のとおり修正する。
	【P42 第3章 施策の柱III 2 薬物依存を有する者への支援】 グラフ（愛知県における新受刑者の覚醒剤取締法違反者のうち再入者数とその割合）	再入者率の割合について、他のグラフ同様に折れ線グラフを追記してほしい。	【P42 第3章 施策の柱III 2 薬物依存を有する者への支援】 意見のとおり追記する。
	【P84 用語集】 ・な行 入所受刑者（新受刑者） 裁判が確定し、その執行を受けるため、各年内に新たに刑事施設に入所するなどした受刑者。	以下のとおり修正して欲しい。（用語の整理） ・な行 入所受刑者 裁判が確定し、その執行を受けるため、刑事施設に入所するなどした受刑者。 ・さ行 新受刑者 裁判が確定し、その執行を受けるため、各年内に新たに刑事施設に入所するなどした受刑者。	【P85、87 用語集】 意見のとおり修正する。

機関名	計画（案）	意見	計画（最終案）における対応
名古屋少年鑑別所	<p>【P54 第3章 施策の柱IV 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等】</p> <p>〔コラム〕法教育の出前授業について</p> <ul style="list-style-type: none"> 少年鑑別所の役割には、①家庭裁判所等の求めに応じて、鑑別対象者の鑑別（非行や犯罪に影響を及ぼす事情を分析した上で、処遇に役立てる指針を提案すること）、②観護処遇（観護の措置が執られている者等に対し、安んじて審判等に向かっていけるように生活を整え、情報の保護に配慮し、特性に応じた適切な働き掛けを行うこと）に加えて、<u>③地域援助</u>があります。 	<p>以下のとおり修正して欲しい。（名古屋保護観察所等の取組で記載している「地域援助」と区別するため。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 少年鑑別所の役割には、①家庭裁判所等の求めに応じて、鑑別対象者の鑑別（非行や犯罪に影響を及ぼす事情を分析した上で、処遇に役立てる指針を提案すること）、②観護処遇（観護の措置が執られている者等に対し、安んじて審判等に向かっていけるように生活を整え、情報の保護に配慮し、特性に応じた適切な働き掛けを行うこと）に加えて、<u>③地域援助（非行及び犯罪の防止に関する援助）</u>があります。 	<p>【P54 第3章 施策の柱IV 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等】</p> <p>意見のとおり修正する。</p>
	<p>【P59 第3章 施策の柱V 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等】</p> <p>〔具体的な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 鑑別の精度の向上、対象者の特性に応じた観護処遇を実施するとともに、鑑別や観護処遇を通して培ってきたアセスメント機能及び処遇技術を地域援助において発揮し、刑事司法（矯正）手続内だけではなく、関係機関・団体等からの幅広く多様なニーズに応じられるようにするとともに、当該取組をより多くの人々に認知してもらえるよう、積極的に広報活動を行います。 	<p>以下のとおり修正して欲しい。（名古屋保護観察所等の取組で記載している「地域援助」と区別するため。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 鑑別の精度の向上、対象者の特性に応じた観護処遇を実施するとともに、鑑別や観護処遇を通して培ってきたアセスメント機能及び処遇技術を<u>地域援助（非行及び犯罪の防止に関する援助）</u>において発揮し、刑事司法（矯正）手続内だけではなく、関係機関・団体等からの幅広く多様なニーズに応じられるようにするとともに、当該取組をより多くの人々に認知してもらえるよう、積極的に広報活動を行います。 	<p>【P59 第3章 施策の柱V 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等】</p> <p>意見のとおり修正する。</p>
	<p>【P75 第3章 施策の柱VI2 広報・啓発活動の推進】</p> <p>〔具体的な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設見学の実施、大学や関係機関主催の講演会での講義、協議会等の機会を通じて、矯正施設の実情を広報しているほか、「愛知法務少年支援センター」として個人からの相談や司法、教育、福祉など関係団体の求めに応じて、情報提供、助言、各種調査、心理的援助及び研修・講義等<u>「地域援助業務」</u>を行い、愛知法務少年支援センターとして地域援助業務に積極的に取り組みます。 	<p>以下のとおり修正して欲しい。（名古屋保護観察所等の取組で記載している「地域援助」と区別するため。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設見学の実施、大学や関係機関主催の講演会での講義、協議会等の機会を通じて、矯正施設の実情を広報しているほか、「愛知法務少年支援センター」として個人からの相談や司法、教育、福祉など関係団体の求めに応じて、情報提供、助言、各種調査、心理的援助及び研修・講義等<u>の地域援助（非行及び犯罪の防止に関する援助）</u>を行い、愛知法務少年支援センターとして地域援助業務に積極的に取り組みます。 	<p>【P77 第3章 施策の柱VI2 広報・啓発活動の推進】</p> <p>意見のとおり修正する。</p>
	<p>【P84 用語集】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・た行 	<p>以下のとおり追記して欲しい。（名古屋保護観察所等の取組で記載している「地域援助」と区別するため。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・た行 地域援助（非行及び犯罪の防止に関する援助） 少年鑑別所法第131条に基づいて、少年鑑別所は「法務少年支援センター」という名称で、非行・犯罪に関する専門的な知識や技術を活用し、個人の方や関係機関・団体からの依頼に応じ、非行・犯罪の防止に向けて、心理相談・性格等の調査・研修会・講演会への講師派遣・法教育の授業や教育的関わりの実施・ケース検討会への出席といった活動に協力している。 	<p>【P86 用語集】</p> <p>意見のとおり追記する。</p>

機関名	計画（案）	意見	計画（最終案）における対応
愛知県就労支援事業者機構	【P67 第3章 施策の柱VI 1 民間協力者の活動の促進等】	・保護司法等の一部改正法により、保護司制度のうち何がどう変わらのかを示す「1枚もの」の資料があれば、その資料を追加してはどうか。	【P74 第3章 施策の柱VI 1 民間協力者の活動の促進等】 意見のとおり資料を追加する。
愛知県福祉局福祉部 地域福祉課	【P39 第3章 施策の柱III 1 高齢又は障害のある者等への支援】 [コラム] 高齢者等への支援について ・2021年度からは、勾留中の被疑者等への福祉支援(入口支援)として「 <u>被疑者等支援事業</u> 」が始まりました。勾留中から検察庁、保護観察所、弁護士会等、関係機関との連携により、更生緊急保護制度を活用し、福祉的支援に繋げていく取組を行っています。 ・愛知県地域生活定着支援センターは、司法と福祉の橋渡し機関として、司法関係者の方々との連携や福祉関係者の方々との連携を密に行う事で、支援の網目から漏れる方を出さないように <u>支援開始してから、16年目</u> を迎えました。これまでの支援の中で、 <u>ただ帰住先の調整</u> をしたり、 <u>福祉サービスに繋げたりするだけの支援</u> という例はなく、対象者の方それぞれで抱える社会での生きづらさやその原因を探り、一人でも多くの方がその方に必要な支援を受ける事ができるように配慮する取組を続けてまいりました。	以下のとおり修正して欲しい。(表記の整理) ・2021年度からは、勾留中の被疑者等への福祉支援(入口支援)として「 <u>被疑者等支援業務</u> 」が始まりました。勾留中から検察庁、保護観察所、弁護士会等、関係機関との連携により、更生緊急保護制度を活用し、福祉的支援に繋げていく取組を行っています。 ・愛知県地域生活定着支援センターは、司法と福祉の橋渡し機関として、司法関係者の方々との連携や福祉関係者の方々との連携を密に行う事で、支援の網目から漏れる方を出さないように <u>支援を開始してから、16年目</u> を迎えました。これまでの支援の中で、 <u>帰住先の調整</u> をしたり、 <u>福祉サービスに繋げたりすることはもとより</u> 、対象者の方それぞれで抱える社会での生きづらさやその原因を探り、一人でも多くの方がその方に必要な支援を受ける事ができるように配慮する取組を続けてまいりました。	【P39 第3章 施策の柱III 1 高齢又は障害のある者等への支援】 意見のとおり修正する。 意見のとおり修正する。
	【P84 用語集】 ・た行 地域生活定着支援センター 高齢又は障害を有することにより、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設退所予定者を対象に、退所後、円滑に福祉サービス（社会福祉施設への入所など）を受けられるよう、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を行う施設。	以下のとおり修正して欲しい。(表記の整理) ・た行 地域生活定着支援センター 高齢又は障害を有することにより、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設退所予定者を対象に、退所後、円滑に福祉サービス（社会福祉施設への入所など）を受けられるよう、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を行う <u>機関</u> 。	【P86 用語集】 意見のとおり修正する。
愛知県建築局公共建築部住宅計画課	【P31 第3章 II 2 住居の確保】 [具体的な取組] ・保護観察対象者等の住宅確保要配慮者の住居の確保について、業界団体等への「 <u>住宅セーフティネット制度</u> 」及び「 <u>愛知県あんしん賃貸支援事業</u> 」の <u>情報共有</u> 及び普及啓発に努め、引き続き住宅確保要配慮者の <u>入居を拒まない住宅</u> の登録を進めます。 ・さらに、住宅確保要配慮者の <u>入居を拒まないとして登録された住宅</u> への入居相談等を行う、「 <u>住宅確保要配慮者居住支援法人</u> 」の指定を進めます。	以下のとおり修正して欲しい。(住宅セーフティネット法の改正による取組の整理) ・保護観察対象者等の住宅確保要配慮者の住居の確保について、業界団体等への「 <u>セーフティネット住宅</u> 」、「 <u>居住サポート住宅</u> 」及び「 <u>愛知県あんしん賃貸支援事業</u> 」の供給促進を進め、引き続き住宅確保要配慮者の <u>居住の安定</u> を図ります。 ・さらに、住宅確保要配慮者の <u>賃貸住宅</u> への入居相談や見守り等を行う、「 <u>住宅確保要配慮者居住支援法人</u> 」の指定を進めます。	【P31 第3章 II 2 住居の確保】 意見のとおり修正する。

機関名	計画（案）	意見	計画（最終案）における対応
愛知県建築局公共建築部住宅計画課	<p>【P81 用語集】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・か行 ・さ行 住宅セーフティネット制度 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティーネット法）に基づき、高齢者、低所得者、障害者、被災者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する者（要配慮者）に対して、その入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供を行い、必要に応じて居住支援や経済的支援を併せて行う制度。 ・さ行 	<p>以下のとおり修正・追記して欲しい。（住宅セーフティネット法の改正による用語の追記等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・か行 居住サポート住宅 <u>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティーネット法）に基づき、保護観察対象者、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者、高齢者、低所得者、障害者、被災者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する者（要配慮者）のニーズに応じて、住宅確保要配慮者居住支援法人等が安置確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う民間賃貸住宅。</u> ・さ行 住宅セーフティネット制度 <u>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティーネット法）に基づき、保護観察対象者、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者、高齢者、低所得者、障害者、被災者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する者（要配慮者）に対して、その入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供を行い、必要に応じて居住支援や経済的支援を併せて行う制度。</u> ・さ行 セーフティネット住宅 <u>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティーネット法）に基づき、保護観察対象者、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者、高齢者、低所得者、障害者、被災者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する者（要配慮者）に対して、その入居を拒まない民間賃貸住宅。</u> 	<p>【P84～86 用語集】</p> <p>意見のとおり修正・追記する。</p>
愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課 (薬物銃器対策課、少年課)	<p>【P44 第3章 施策の柱III 2 薬物依存を有する者への支援】 〔具体的な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等と連携し、薬物乱用防止講話やテレビ、ラジオ等の各種媒体を利用した薬物乱用防止広報を実施し、薬物乱用防止についての啓発を行います。 	<p>以下のとおり修正して欲しい。（表記の整理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等と連携し、薬物乱用防止講話や各種媒体を利用した薬物乱用防止広報を実施し、薬物乱用防止についての啓発を行います。 	<p>【P44 第3章 施策の柱III 2 薬物依存を有する者への支援】</p> <p>意見のとおり修正する。</p>
愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課 (少年課)	<p>【P70 第3章 施策の柱VI 1 民間協力者の活動の促進等】 〔具体的な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年ボランティアを対象とした研修会の開催や、活動資機材の配布、広報活動等により支援の充実と活動の活発化を図ります。 	<p>以下のとおり修正して欲しい。（表記の整理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年警察ボランティアを対象とした研修会の開催や、活動資機材の配布、広報活動等により支援の充実と活動の活発化を図ります。 	<p>【P70 第3章 施策の柱VI 1 民間協力者の活動の促進等】</p> <p>意見のとおり修正する。</p>